

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十四号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年三重県条例第22号)による改正後

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布します。

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 訪問介護

第一節 指定訪問介護（第四条—第二十六条）

第二節 共生型訪問介護（第二十六条の二—第二十六条の四）

第三節 基準該当訪問介護（第二十七条—第三十二条）

第三章 訪問入浴介護

第一節 指定訪問入浴介護（第三十三条—第四十五条）

第二節 基準該当訪問入浴介護（第四十六条—第五十条）

第四章 指定訪問看護（第五十一条—第六十五条）

第五章 指定訪問リハビリテーション（第六十六条—第七十六条）

第六章 指定居宅療養管理指導（第七十七条—第八十六条）

第七章 通所介護

第一節 指定通所介護（第八十七条—第一百一条）

第二節 共生型通所介護（第一百二条—第一百十七条）

第三節 基準該当通所介護（第一百八条—第一百二十二条）

第八章 指定通所リハビリテーション（第二百三条—第一百三十四条）

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護（第一百三十五条—第一百五十一条）

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第一百五十二条—第一百六十条）

第三節 共生型短期入所生活介護（第一百六十条の二—第一百六十条の四）

第四節 基準該当短期入所生活介護（第一百六十一条—第一百六十七条）

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護（第一百六十八条—第一百八十条）

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第一百八十一条—第一百八十九条）

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護（第一百九十条—第二百三条）

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第二百四条—第二百十四条）

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与（第二百五条—第二百二十七条）

第二節 基準該当福祉用具貸与（第二百二十八条—第二百三十条）

第十三章 指定特定福祉用具販売（第二百三十一条—第二百四十条）

第十四章 雑則（第二百四十一条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第七十二条の二第一項第一号及び第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（法第七十条第二項第一号の条例で定める者）

第二条 法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二章 訪問介護

第一節 指定訪問介護

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

（訪問介護員等）

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下この節において「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）を置かななければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他規則で定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者（指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律

の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法（第二十七条第三項、第八十八条第三項及び第一百八条第三項において「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この項及び次項並びに第七条第二項において「第一号訪問事業」という。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項、第八十八条第三項並びに第九十条第二項第二号及び第七項において「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び第一号訪問事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は第一号訪問事業の利用者）に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、規則で定める事業所の職務に従事することができる。

- 4 指定訪問介護事業者が第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び第一号訪問事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市町の定める第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第七条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者が第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び第一号訪問事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市町の定める第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、第十八条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又は当該利用申込者の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。

（提供拒否の禁止）

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（利用料等の受領）

第十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同

じ。)に該当する指定訪問介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料(法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額(法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。))をいう。以下同じ。)から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第十一条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第十二条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。

2 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うものとする。

3 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行うものとする。

4 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

5 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は当該利用者の家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(訪問介護計画の作成)

第十三条 サービス提供責任者(第五条第二項のサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画(以下この条において「訪問介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 利用者に係る訪問介護計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 サービス提供責任者は、利用者に係る訪問介護計画の作成に当たっては、当該訪問介護計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

- 4 サービス提供責任者は、利用者に係る訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を当該利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第十四条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第十六条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第十七条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第十三条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

第十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(非常災害対策)

第十九条 指定訪問介護事業者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十九条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第二十条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第二十一条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に必要な場合において、利用者の個人情報を用いるときは当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第二十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所をいう。第百四十八条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者（法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第二十三条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関する利用者又は当該利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村が利用者からの苦情に関して調査を行う場合においては、当該調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

5 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

6 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するととも

に、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第二十四条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十四条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第七十一条第六項及び第九十七条第六項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第二十五条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定訪問介護の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(その他運営に関する基準)

第二十六条 この節に定めるもののほか、指定訪問介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二節 共生型訪問介護

(共生型訪問介護)

第二十六条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この節において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。第六十条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをい

う。第一号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第二十六条の三 第四条、第五条(第一項を除く。)、第六条及び第八条から第二十五条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第三項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二十六条の四 この節に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第三節 基準該当訪問介護

(訪問介護員等)

第二十七条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下この節において「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当訪問介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)を置かなければならない。

2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当訪問介護の事業及び法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。第四十六条第三項、第百十八条第三項、第百六十二条第三項及び第二百二十八条第二項において同じ。)に相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この項及び第二十九条第二項において「第一号訪問事業」という。)が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市町の定める第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第二十八条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその

職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第二十九条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業及び第一号訪問事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定める第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第三十条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等に当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第十三条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第三十一条 前節(第五条から第七条まで、第十条第一項、第十四条、第二十三条第六項及び第七項並びに第二十六条を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第十三条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」と、第十七条第三項中「第十三条」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第三十二条 この節に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第三章 訪問入浴介護

第一節 指定訪問入浴介護

(基本方針)

第三十三条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

(従業者)

第三十四条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下この節において「指定訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならない。

一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

二 介護職員

2 前項に定めるもののほか、訪問入浴介護従業者の員数その他訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下この項及び第三十六条第二項において「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業及び指定介護予防訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三十三条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第三十五条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第三十六条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業及び指定介護予防訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第三十七条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）

第三十八条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第三十九条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次項から第六項までに定めるところによるものとする。

2 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供するものとする。

3 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行うものとする。

4 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

5 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

6 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用するものとする。

(緊急時等の対応)

第四十条 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供を行っている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又は協力医療機関（指定訪問入浴介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第四十一条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者はこの節（第三十三条から第三十六条までを除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十二条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第四十三条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定訪問入浴介護の提供が完了した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第四十四条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで及び第二十二條から第二十四條の二までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と、第二十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第四十五条 この節に定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二節 基準該当訪問入浴介護

(従業者)

第四十六条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下この節において「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

- 一 看護職員
- 二 介護職員

2 訪問入浴介護従業者の員数は、規則で定める。

3 基準該当訪問入浴介護の事業及び基準該当介護予防訪問入浴介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービスをいう。第四十八条第二項において同じ。）の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第四十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十七条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第四十八条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業及び基準該当介護予防訪問入浴介護の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第四十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第四十九条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四條の二まで（第二十三条第六項及び第七項を除く。）及び前節（第

三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する第四十二条」と、第二十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第四十六条から第四十八条まで及び第四十九条において準用する第三十三条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第五十条 この節に定めるもののほか、基準該当訪問入浴介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第四章 指定訪問看護

(基本方針)

第五十一条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護師等)

第五十二条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下この章において「看護師等」という。）を置かなければならない。

一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（次条、第五十四条第一項及び第七十八条第一項第三号において「指定訪問看護ステーション」という。） 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（第五十四条第二項及び第五十八条第四項において「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 看護職員

2 前項に定めるもののほか、看護師等の員数その他看護師等に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下この項、第五十四条第三項及び第七十八条第一項第三号において「指定介護予防訪問看護」という。）の事業を行う者をいう。第五十四条第三項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第五十一条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下この項において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定定期巡回・随

時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第七十八条の四第一項の規定により市町が定める条例（以下この条において「市町条例」という。）に規定する基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項第四号イに規定する基準に相当するものをいう。）を満たすとき（次項の規定により第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項及び第二項に規定する基準（看護職員に係る部分に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

- 5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第十四項に規定する指定複合型サービスの事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、市町条例に規定する基準（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第四項に規定する基準に相当するものをいう。）を満たすとき（前項の規定により第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項及び第二項に規定する基準（看護職員に係る部分に限る。）を満たしているものとみなすことができる。
- （管理者）

第五十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
- （設備及び備品等）

第五十四条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、専用の事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第五十三条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- （利用料等の受領）

第五十五条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定訪

問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問看護の基本取扱方針）

第五十六条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第五十七条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次項から第六項までに定めるところによるものとする。

- 2 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第五十九条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うものとする。
- 3 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行うものとする。
- 4 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うものとする。
- 5 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は当該利用者の家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 6 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（主治の医師との関係）

第五十八条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び同条第五項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、第二項に規定する主治の医師の文書による指示並びに前項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えるこ

とができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第五十九条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び当該利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書（以下この条において「訪問看護計画書」という。）を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って当該利用者に係る訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、利用者に係る訪問看護計画書の作成に当たっては、当該訪問看護計画書の主要な事項について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、利用者に係る訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を当該利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書（以下この条において「訪問看護報告書」という。）を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第六十条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、当該看護師等の同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第六十一条 看護師等は、指定訪問看護の提供を行っている間に利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第六十二条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(記録の整備)

第六十三条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定訪問看護の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第六十四条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第六十二条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第五十一条から第五十四条まで」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第六十五条 この章に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関し必要な

基準は、規則で定める。

第五章 指定訪問リハビリテーション

(基本方針)

第六十六条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第六十七条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章及び第二百二十八条第六項において「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）及び医師（次項においてこれらを「訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下この項及び次条第二項において「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十五条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第六十八条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第六十九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指

定訪問リハビリテーションを利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第七十条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第七十一条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士等が行うものとし、その方針は、次項から第六項までに定めるところによるものとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

3 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について指導又は説明を行うものとする。

4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

5 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

6 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第二百二十八条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この項、次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第七十二条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画（以下この条において「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

2 利用者に係る訪問リハビリテーション計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 医師又は理学療法士等は、利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該訪問リハビリテーション計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士等は、利用者に係る訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を当該利用者に交付しなければならない。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第二百二十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第二百二十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（運営規程）

第七十三条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（記録の整備）

第七十四条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

（準用）

第七十五条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第七十三条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第六十六条から第六十八条まで」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第七十六条 この章に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第六章 指定居宅療養管理指導

(基本方針)

第七十七条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(従業者)

第七十八条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 居宅療養管理指導従業者の員数は、規則で定める。

3 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下この項及び次条第二項において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第七十九条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第七十六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第八十条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅

療養管理指導を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第八十一条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十二条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。

- 2 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、並びに利用者又は当該利用者の家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。
- 3 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族からの介護に関する相談に応ずるとともに、利用者又は当該利用者の家族に対し、療養上必要な事項等について指導又は助言を行うものとする。
- 4 前項に規定する利用者又は当該利用者の家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
- 5 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- 6 前項に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、規則で定める方法により行わなければならない。
- 7 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容を速やかに診療録に記録するものとする。
- 8 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十三項まで及び第十八項に定めるところによるものとする。
- 9 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当かつ適切に行うものとする。
- 10 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対

し、療養上必要な事項について指導又は説明を行うものとする。

11 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

12 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

13 前項に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、規則で定める方法により行わなければならない。

14 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十八項までに定めるところによるものとする。

15 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当かつ適切に行うものとする。

16 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行うものとする。

17 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

18 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容に関し、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
(運営規程)

第八十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第八十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第八十五条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第七十七条から第七十九条まで」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第八十六条 この章に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第七章 通所介護

第一節 指定通所介護

(基本方針)

第八十七条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者）

第八十八条 指定通所介護の事業を行う者（以下この節において「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

一 生活相談員

二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

三 介護職員

四 機能訓練指導員

2 前項に定めるもののほか、通所介護従業者の員数その他通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この項並びに第九十条第二項第二号及び第七項において「第一号通所事業」という。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定める第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第八十九条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第九十条 指定通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。

一 食堂は、必要な広さを有すること。

二 機能訓練室は、三平方メートルに利用定員（指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者（指定通所介護事業者が第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は第一号通所事業の利用者。第四項において同じ。）の数の上限をいう。第九十六条において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

3 前項の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際には当該食事の提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を実施する際には当該機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とする

ことができる。

- 4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 7 指定通所介護事業者が第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市町の定める第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項まで及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第九十一条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定通所介護の基本取扱方針）

第九十二条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第九十三条 指定通所介護の方針は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。

- 2 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行うものとする。
- 4 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 5 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供し、特に、認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる

体制を整えるものとする。

(通所介護計画の作成)

第九十四条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画（以下この条において「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 利用者に係る通所介護計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 指定通所介護事業所の管理者は、利用者に係る通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定通所介護事業所の管理者は、利用者に係る通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(運営規程)

第九十五条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第九十六条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、非常災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第九十七条 指定通所介護事業者は、非常災害に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第九十八条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第九十八条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき

事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定通所介護事業者は、第九十条第五項の規定による指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第九十九条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定通所介護の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第一百条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條、第二十三條、第二十四條の二及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第九十五条」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第八十七条から第九十条まで」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第一百一条 この節に定めるもののほか、指定通所介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二節 共生型通所介護

(共生型通所介護)

第一百二条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この節において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第一百七十七条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第二百二十七条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第五十九条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第五十八条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第一百七十七条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第二百二十七条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓

練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第五十九条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。))(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条に規定する指定生活介護をいう。))、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第百十六条に規定する指定自立支援(機能訓練)をいう。))、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第百二十六条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。))、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

第百三条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條、第二十三条、第二十四条の二、第四十一条、第八十七条、第八十九条、第九十条第五項及び第九十一条から第九十九条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第九十五条」と、第九十条第五項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。))」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百四条 この節に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第百五条から第百十七条まで 削除

第三節 基準該当通所介護

(従業者)

第百十八条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下この節において「基準該当通所介護」という。))の事業を行う者(以下この節において「基準該当通所介護事業者」という。))は、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当通所介護事業所」という。))ごとに、次に掲げる基準該当通所介護の提供に当たる従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。))を置かなければならない。

- 一 生活相談員
- 二 看護職員
- 三 介護職員
- 四 機能訓練指導員

2 前項に定めるもののほか、通所介護従業者の員数その他通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 基準該当通所介護の事業及び法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する

第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町が定めるものに限る。以下この項並びに第百二十条第二項第二号及び第六項において「第一号通所事業」という。）が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定める第一号通所事業人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第百十九条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第百二十条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、基準該当通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所は、必要な広さを有すること。

二 機能訓練を行う場所は、三平方メートルに利用定員（基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者（基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業及び第一号通所事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は第一号通所事業の利用者。第四項において同じ。）の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

3 前項の規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際には当該食事の提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を実施する際には当該機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 基準該当通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定める第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第百二十一条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條、第二十三條（第六項及び第七項を除く。）、第二十四条の二、第四十一条、第八十七条、第九十一条第二項から第四項まで及び第九十二条から第九十九条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第百二十一条において準用する第九十五条」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百十八条から第百二十条まで及び第百二十一条において準用する第八十七条」と、第九十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該

当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二百二十二条 この節に定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第八章 指定通所リハビリテーション

(基本方針)

第二百二十三条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第二百二十四条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下この章において「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下この章において「指定通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。

一 規則で定める員数の医師

二 規則で定める員数の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員

2 前項に定めるもののほか、指定通所リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下この項及び次条第四項において「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第二百五条 指定通所リハビリテーション事業所には、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等を設けなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業所には、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百六条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第二百二十六条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第二百二十七条 指定通所リハビリテーションの方針は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。

2 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

3 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について指導又は説明を行うものとする。

4 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供し、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

5 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第二百二十八条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画（以下この条において「通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

2 利用者に係る通所リハビリテーション計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 医師等の従業者は、利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該通所リハビリテーション計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、利用者に係る通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を当該利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について

整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第七十二条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者等の責務)

第二百二十九条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの章（第二百二十三条から第二百五条までを除く。）の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二百三十条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(衛生管理等)

第二百三十一条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第二百三十二条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第二百三十三条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四條の二まで、第九十一条、第九十六条及び第九十七条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二百三十四条 この章に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護

(基本方針)

第二百三十五条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入

所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第百三十六条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この節において「指定短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、利用定員(指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下この節及び次節において「指定介護予防短期入所生活介護」という。))の事業を行う者をいう。以下この条、第百三十八条第三項及び第百三十九条第七項において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この項、第百三十九条及び第百四十八条において同じ。))の数の上限をいう。以下この節において同じ。))が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号に掲げる短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

一 医師

二 生活相談員

三 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

四 栄養士

五 機能訓練指導員

六 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、短期入所生活介護従業者の員数その他短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第百十七条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用定員等)

第百三十八条 指定短期入所生活介護事業所は、利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、この限りでない。

2 併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。））、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。次条第四項において同じ。）の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百五十四条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百三十九条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるほか、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、次の各号（第一号、第五号、第六号、第八号、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室

- 五 便所
- 六 洗面設備
- 七 医務室
- 八 静養室
- 九 面談室
- 十 介護職員室
- 十一 看護職員室
- 十二 調理室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室

4 前項の規定にかかわらず、併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号（第一号を除く。）に掲げる設備を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

5 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第一百二十条第一項から第六項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第百四十条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、第百四十七条の重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第百四十一条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護の提供を行うものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第百四十二条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百四十三条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第百四十四条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下この条において「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 利用者に係る短期入所生活介護計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されな

なければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、利用者に係る短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該短期入所生活介護計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、利用者に係る短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

(健康管理)

第百四十五条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第百四十六条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関（指定短期入所生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第百四十七条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第百四十八条 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(記録の整備)

第百四十九条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第百五十条 第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで、第四十一条、第九十七条及び第九十八条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第三十五条から第三十九条まで」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百五十一条 この節に定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の運営に

関し必要な基準は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護

(この節の趣旨)

第百五十二条 前節(第百三十六条及び第百三十七条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百五十三条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第百五十四条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるほか、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、次の各号(第一号を除く。)に掲げる設備を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 医務室

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

七 介護材料室

4 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この項において「併設ユニット型事業所」という。)にあつ

ては、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号（第一号を除く。）に掲げる設備をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

- 5 ユニット型特別養護老人ホーム（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十三号）第二十一条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百三十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。第百五十八条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百三十四条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。第百五十八条において同じ。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百三十六条第一項から第六項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第百五十五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第百五十六条 指定短期入所生活介護は、利用者がその有する能力に応じて、利用者の生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて、利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

(運営規程)

第百五十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(定員の遵守)

第百五十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者

(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第百五十九条 第百三十八条、第百四十条、第百四十一条、第百四十三条第三項から第六項まで、第百四十四条から第百四十六条まで、第百四十九条及び第百五十条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百三十八条第二項中「利用定員」とあるのは「利用定員(ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(第百五十八条に規定する利用者をいう。)の数の上限をいう。以下この条において同じ。)」と、第百四十条第一項中「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と、第百五十条中「第百三十五条から第百三十九条まで」とあるのは「第百三十六条、第百三十七条、第百五十二条から第百五十四条まで及び第百五十九条において準用する第百三十八条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百六十条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第三節 共生型短期入所生活介護

(共生型短期入所生活介護)

第百六十条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この節において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第八十二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第七十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事

業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第百六十条の三 第九條、第十五條、第十九條の二、第二十一條、第二十二條から第二十四條の二まで、第四十一條、第九十七條、第九十八條、第三百五十五條、第三百三十七條及び第四百十條から第四百九條までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百六十条の四 この節に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第四節 基準該当短期入所生活介護

(指定通所介護事業所等との併設)

第百六十一条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下この節において「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所(第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(第百六十五条第一項において「指定通所介護事業所等」という。)に併設されなければならない。

(従業者)

第百六十二条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号に掲げる短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

- 一 生活相談員
- 二 介護職員又は看護職員
- 三 栄養士
- 四 機能訓練指導員
- 五 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、短期入所生活介護従業者の員数その他短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。第百六十四条及び第百六十五条第三項において同じ。)の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合に

っては、指定介護予防サービス等基準条例第百四十四条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第百六十三条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用定員等)

第百六十四条 基準該当短期入所生活介護事業所は、利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。次項において同じ。）を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百四十六条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百六十五条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるほか、基準該当短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、次の各号（第一号を除く。）に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面所
- 七 静養室
- 八 面接室
- 九 介護職員室

2 前項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 基準該当短期入所生活介護の事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百四十七条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百六十六条 第九條、第十五條、第十九條の二、第二十一條、第二十二條から第二十四條の二まで(第二十三條第六項及び第七項を除く。)、第四十一條、第九十七條、第九十八條、第百三十五條、第百四十條から第百四十九條まで(第百四十二條第一項を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條の二第二項並びに第二十四條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四十一條第二項中「第三十三條から第三十六條まで」とあるのは「第百六十一條から第百六十五條まで及び第百六十六條において準用する第百三十五條」と、第百四十二條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十五條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百四十八條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百六十七條 この節に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護

(基本方針)

第百六十八條 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第百六十九條 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。)、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下この章において「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- 三 療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、

薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2 短期入所療養介護従業者の員数は、規則で定める。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下この項、次条第三項及び第百七十七条において「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業を行う者をいう。次条第三項及び第百七十七条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百五十一条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第百七十条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号）第二十七条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第百八十三条第一項第一号において同じ。）に関するものを除く。）

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第百八十三条第一項において同じ。）に関するものを除く。）

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 病室、浴室及び機能訓練を行うための場所

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年三重県条例第三十九号）第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百八十三条第一項第五号において同じ。）に関するものを除く。）

2 前項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養

介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第百五十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(対象者)

第百七十一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第百七十二条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百七十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的

拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第一百七十四条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画（以下この条において「短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 利用者に係る短期入所療養介護計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、利用者に係る短期入所療養介護計画の作成に当たっては、当該短期入所療養介護計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、利用者に係る短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第一百七十五条 医師の診療の方針は、次項から第八項までに定めるところによるものとする。

- 2 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当かつ適切な診療を行うものとする。
- 3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、当該利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うものとする。
- 4 常に利用者の病状、心身の状況、日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は当該利用者の家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 5 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うものとする。
- 6 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならない。
- 7 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 8 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師による診療を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第一百七十六条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第百七十七条 指定短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第百七十八条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定短期入所療養介護の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

（準用）

第百七十九条 第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条から第二十四条の二まで、第四十一条、第九十七条、第三百十一条、第四百十条及び第四百四十一条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百六十八条から第百七十条まで」と、第四百十条第一項中「第四百七条」とあるのは「第百七十六条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第百八十条 この節に定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護

（この節の趣旨）

第百八十一条 前節（第百六十九条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第百八十二条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備）

第百八十三条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）
- 五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第百八十七条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百六十四条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第百八十七条において同じ。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第百六十六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第百八十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サー

ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百八十五条 指定短期入所療養介護は、利用者がその有する能力に応じて、利用者の生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて、利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又は当該利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行わなければならない。

(運営規程)

第百八十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第百八十七条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第百八十八条 第七十一条、第七十三条第四項から第六項まで、第七十四条、第七十五条、第七十八条及び第七十九条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第七十九条中「第六十八条から第七十条まで」とあるのは「第六十九条及び第八十一条から第八十三条まで」と、「第七十六条」とあるのは「第八十六条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百八十九条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第百九十条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下この章に

において「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第八条第十一项に規定する計画をいう。以下この章において同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定特定施設(特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この節において「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第九十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「特定施設従業者」という。)を置かなければならない。

- 一 生活相談員
- 二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
- 三 介護職員
- 四 機能訓練指導員
- 五 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、特定施設従業者の員数その他特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第九十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備)

第九十三条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては第二号に掲げる設備を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては第六号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。次条第三項において同じ。)
- 二 一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。次条第三項において同じ。)
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 食堂
- 六 機能訓練室

- 3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下この項において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第一百七十六条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

第九十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又は当該入居申込者の家族に対し、第二百条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第八条第二項の規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第九十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第九十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額と

の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第九十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者又は当該利用者の家族から求められたときは、サービスの提供方法等について説明しなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(特定施設サービス計画の作成)

第九十八条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（第九十一条第一項第五号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者又は当該利用者の家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及び当該目標の達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、利用者に係る特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該特定施設サービス計画の原案の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

- 5 計画作成担当者は、利用者に係る特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を当該利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、利用者に係る特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、当該利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて当該特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(健康管理)

第九十九条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第二百条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第二百一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供が完了した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第二百二条 第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条から第二十四条の二まで、第四十条、第四十一条、第九十七条及び第九十八条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第九十九条から第九十三条まで」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二百三条 この節に定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

(この節の趣旨)

第二百四条 前節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下この節において「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この節において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

（従業者）

第二百六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者（以下この節において「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

- 一 生活相談員
- 二 介護職員
- 三 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、外部サービス利用型特定施設従業者の員数その他外部サービス利用型特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

（管理者）

第二百七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備）

第二百八条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 指定特定施設には、居室、浴室、便所及び食堂を設けなければならない。ただし、居室の面積が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。

3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百八十九条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百八十八条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第百九十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

第二百九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ

め、入居申込者又は当該入居申込者の家族に対し、次条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業者が受託居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において「受託居宅サービス事業所」という。）の名称並びに受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームへの入居を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第八条第二項の規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。
（運営規程）

第二百十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（受託居宅サービス事業者への委託）

第二百十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百十五条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護（次項第三号において「指定地域密着型通所介護」という。）及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
 - 一 指定訪問介護
 - 二 指定訪問看護
 - 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護
- 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定認知

症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第二百十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第二百十三条 第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで、第四十条、第四十一条、第九十七条、第九十八条及び第九十五条から第九十八条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二十一条第一項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百四条から第二百八条まで」と、第九十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二百十四条 この節に定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与

(基本方針)

第二百十五条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第二百十六条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定福祉用具

貸与事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業及び指定福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(第二百十八条第三項において「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準条例第二百条第一項

二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準条例第二百十六条第一項

三 指定特定福祉用具販売事業者(第二百三十二条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。) 第二百三十二条第一項
(管理者)

第二百十七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第二百十八条 指定福祉用具貸与事業所には、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百二十四条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二百二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第二百十九条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を利用者に提供した際には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を利用者に提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定福祉

用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又は一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合には、指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第二百二十条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百二十一条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。

- 2 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得るものとする。
- 3 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 4 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 5 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
- 6 利用者に係る居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 7 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百二十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれて

いる環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（以下この条及び第二百三十七条第一項において「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売（第二百三十一条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。）の利用があるときは、第二百三十七条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 利用者に係る福祉用具貸与計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、利用者に係る福祉用具貸与計画の作成に当たっては、当該福祉用具貸与計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、利用者に係る福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を当該利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

（運営規程）

第二百二十三条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（衛生管理等）

第二百二十四条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 6 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第二百二十五条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する

記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定福祉用具貸与の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第二百二十六条 第八条、第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百二十三條」と、第四十一条第二項中「第三十三條から第三十六條まで」とあるのは「第二百十五條から第二百十八條まで」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二百二十七条 この節に定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二節 基準該当福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第二百二十八条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下この節において「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 基準該当福祉用具貸与の事業及び基準該当介護予防福祉用具貸与（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。）の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二百十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百二十九条 第八条、第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで（第二十三條第六項及び第七項を除く。）、第四十一条及び前節（第二百六條、第二百九條第一項、第二百六條及び第二百二十七條を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百二十九條において準用する第二百二十三條」と、第四十一条第二項中「第三十三條から第三十六條まで」とあるのは「第二百二十八條並びに第二百二十九條において準用する第二百十五條、第二百十七條及び第二百十八條」と、第二百九條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二百三十条 この節に定めるもののほか、基準該当福祉用具貸与の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十三章 指定特定福祉用具販売

(基本方針)

第二百三十一条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下この章において「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生

労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第二百三十二条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下この章において「指定特定福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業及び指定特定福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百一条第一項

二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百十六条第一項

三 指定福祉用具貸与事業者 第二百十六条第一項
(管理者)

第二百三十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第二百三十四条 指定特定福祉用具販売事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二百十八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(販売費用の額等の受領)

第二百三十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(次条第二項において「販売費用の額」という。)の支払を利用者から受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百三十六条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得るものとする。
- 3 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 4 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 5 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。

(指定特定福祉用具販売計画の作成)

第二百三十七条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画（以下この条において「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 利用者に係る特定福祉用具販売計画は、既に当該利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、利用者に係る特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、当該特定福祉用具販売計画の内容について当該利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、利用者に係る特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を当該利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第二百三十八条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(準用)

第二百三十九条 第八条、第九条、第十五条、第十九条の二から第二十一条まで、第二十二条から第二十四条の二まで、第四十一条、第二百二十条及び第二百二十三条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百三十九条において準用する第二百二十三条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百三十一条から第二百三十四条まで」と読み

替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二百四十条 この章に定めるもののほか、指定特定福祉用具販売の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百四十一条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(ユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされるものに関する経過措置)

2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）附則第四条第一項の規定により指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、第九章第二節の規定は適用しない。ただし、当該事業を行う者が第百三十六条及び第百三十七条並びに同節に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(ユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされるものに関する経過措置)

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第二条第一項の規定により指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、第十章第二節の規定は適用しない。ただし、当該事業を行う者が第百六十九条及び同節に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型指定短期入所生活介護に関する経過措置)

4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号。附則第十五項において「改正省

- 令」という。) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)については、第九章第一節(第三十六条及び第三十七条を除く。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十三項までの規定によることができる。
- 5 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる指定短期入所生活介護の事業(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業」という。)の基本方針は、ユニット(第五十二条に規定するユニットをいう。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(次項から附則第十一項までにおいて「ユニット部分」という。)にあっては第五十三条に、それ以外の部分にあっては第三十五条に定めるところによる。
 - 6 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあっては第五十四条に、それ以外の部分にあっては、第三十九条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
 - 7 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例附則第三項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下この項において同じ。)を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業及び一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第四項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - 8 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第五十五条に、それ以外の部分にあっては第四十二条に定めるところによる。
 - 9 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第五十六条に、それ以外の部分にあっては第四十三条に定めるところによる。
 - 10 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - 11 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第五十八条に、それ以外の部分にあっては第四十八条に定めるところによる。
 - 12 第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十四条から第四十六条まで、第四十九条及び第五十条の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十条第一項中「第四十七条」とあるのは「附則第十項」と、第五十条中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「この節(第三十三条から第三十六条までを除く。)」と、「第三十五条から第三十九条まで」とあるのは「附則第八項から附則第十一

- 項まで及び附則第十三項並びに附則第十二項において準用する第四百四十条、第四百四十一条、第四百四十四条から第四百四十六条まで、第四百四十九条及び第四百五十条」と読み替えるものとする。
- 13 附則第四項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。
(一部ユニット型指定短期入所療養介護に関する経過措置)
- 14 改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、第十章第一節（第百六十九条を除く。）の規定にかかわらず、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十三項までの規定によることができる。
- 15 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において行われる指定短期入所療養介護の事業（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業」という。）の基本方針は、ユニット（第百八十一条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項から附則第二十一項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては第百八十二条に、それ以外の部分にあつては第百六十八条に定めるところによる。
- 16 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第百八十三条に、それ以外の部分にあつては第百七十条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 17 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例附則第十三項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第十四項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 18 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第百八十四条に、それ以外の部分にあつては第百七十二條に定めるところによる。
- 19 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第百八十五条に、それ以外の部分にあつては第百七十三条に定めるところによる。
- 20 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 21 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第百八十七条に、それ以外の部分にあつては第百七十七条に定めるところによる。
- 22 第百七十一条、第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条及び第百七十九条

の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第七十九条中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「この節（第三十三条から第三十六条までを除く。）」と、「第六十八条から第七十条まで」とあるのは「附則第十八項から附則第二十三項まで」と、「第七十六条」とあるのは「附則第二十項」と読み替えるものとする。

23 附則第十四項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

（療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例）

24 第九十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第二十六項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

25 第二百六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数とする。

26 第九十三条及び第二百八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第三十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この項において「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この項及び次項において「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サー

ビスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第五条第三項及び第四項、第七条第二項、第二十七条第三項並びに第二十九条第二項の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、旧条例中なおその効力を有する部分
（訪問介護員等）

第五条

3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他規則で定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者（指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下この条及び第七条第二項において「指定介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者をいう。次項及び第七条第二項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者）に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、規則で定める事業所の職務に従事することができる。

4 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第五条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第七条

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業及び指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（訪問介護員等）

第二十七条

3 基準該当訪問介護の事業及び基準該当介護予防訪問介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。第二十九条第二項において同じ。）の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二十六条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第二十九条

- 2 基準該当訪問介護の事業及び基準該当介護予防訪問介護の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二十八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第八十八条第三項、第九十条第六項、第百十八条第三項及び第百二十条第六項の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第三項により、旧条例中なおその効力を有する部分

(従業者)

第八十八条

- 3 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下この項及び第九十条において「指定介護予防通所介護」をいう。）の事業を行う者をいう。同条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十五条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第九十条

- 6 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十七条第一項から第五項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者)

第百十八条

- 3 基準該当通所介護の事業及び基準該当介護予防通所介護（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスをいう。第百二十条第二項第二号及び第六項において同じ。）の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第九十九条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百二十条

- 6 基準該当通所介護の事業及び基準該当介護予防通所介護の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百一条第一項から第五項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第三十九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第五十一号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百二十一条第二項の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧条例」という。）第七十七条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧条例第七十七条から第七十九条まで及び第八十二条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）及び第二十二条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第百条、第百三条、第百二十一条、第百三十三条、第百五十条（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十条の三、第百六十六条、第百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百十三條、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三

重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二条第四項及び第二十五条の二、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の八（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十四条、第一百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。）、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。）、第一百八十六条、第一百九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三一条、第二百一一条、第一百三十三条、第一百五一条（新指定居宅サービス等基準条例第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十条の三、第一百六十六条、第一百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第一百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百十三条、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十四条、第一百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。）、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条（新指定介護

予防サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。)、第八十六条、第九十七条、第二百十条、第二百十三條及び第二百二十四條において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第十七条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。)、第九十八条第二項(新指定居宅サービス等基準条例百三条、第二百一一条、第二百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第五十九条において準用する場合を含む。))、第六十条の三、第六十六条、第二百二条及び第二百十三條において準用する場合を含む。)、第一百三十一条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第七十九条(新指定居宅サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第二百二十四條第六項(新指定居宅サービス等基準条例第二百二十九條において準用する場合を含む。))並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条及び第二百二十四條において準用する場合を含む。))、第一百十二条第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三十条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条、第四十二条の三、第四十八条、第八十六条及び第九十七条において準用する場合を含む。))及び第二百八條第六項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。